

仕様書

1 委託業務名

令和8年度製品等のカーボンフットプリント算定体制構築支援業務（以下、「本業務」という。）

2 目的

現在、脱炭素社会への移行や ESG 投資の拡大、取引先からの排出量開示要請の強まりを背景に、企業を取り巻くカーボンフットプリント（以下「CFP」という。）算定の重要性が急速に高まっている。特に大企業では Scope1・2 に加え、サプライチェーン全体を対象とした Scope3 の把握・開示が進み、その影響は中小企業にも波及している。また、欧州を中心とした規制強化や国際的な開示基準の整備も進み、CFP 算定は企業にとって競争力維持の観点からも不可欠な取組となりつつある。

他方で、算定に必要なデータ収集やその算定手法には専門性が求められ、人材、コスト両面での負担が大きいことから、多くの企業、特に中小企業においては対応が進んでいない状況である。

こうした状況を踏まえ、県内企業の CFP 算定にかかる機運醸成・取組促進を図るため、CFP の基礎知識や企業・製品ブランディングへの活用方法等を習得できるセミナーの開催、各県内企業の実情に応じた CFP 算定体制構築支援を実施し、県内企業の脱炭素経営推進と企業競争力強化を図っていく。

3 業務委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

4 業務委託内容

委託業務の内容は以下のとおりとし、委託業務を実施する上で確認を要する事項が生じた場合においては、委託者である和歌山県（以下「委託者」という。）と協議・調整を行い、その指示に従うものとする。

（1）CFP セミナー等の開催

- 県内企業等を対象に、CFP 算定等にかかるセミナーを開催すること。
- セミナーの内容については、CFP にかかる基礎知識やその一般的な算定手法等に留まらず、CFP 算定に取組むことによる効果や算定結果の企業・製品ブランディングへの活用・PR 戦略など、参加者が CFP 算定に取組む重要性や意義を認識し、具体的に取組むインセンティブとなるような内容とするよう努めること。
- 開催時間は概ね 90～120 分程度とし、具体的な開催内容や開催方法などについては、委託者と協議の上、決定すること。

（2）CFP 算定等にかかるアドバイザー支援

- 支援対象企業は、委託者が選定する企業 2 社（又は 2 企業群）程度とする。なお、選定にあたっては、（1）のセミナーへの参加状況を勘案することを想定しているため、（1）（2）の業務が連動することに留意すること。

- 支援内容としては、支援対象企業からの CFP 算定に関する問い合わせに対応するとともに、各支援対象企業に対し、月 1 回程度のアドバイザリー支援や各支援対象企業の実情に応じた CFP 算定体制構築支援を実施すること。
- 具体的には、算定範囲の設定、活動データの収集・整理、排出原単位の設定について直接的な助言を行い、算定にあたっては、日本国内の標準的なインベントリデータベースである IDEA 等を活用し、客観妥当性のある算定体制を構築すること。
- ただし、単純な算定代行（算定に必要なデータ整理・入力など）ではなく、支援期間終了後も支援対象企業が自ら CFP 算定を実施できることをめざし、学術機関や支援機関（商工会議所等）と連携した地域における持続的な CFP 算定体制構築を支援すること。
- また、算定支援のみならず、算定結果等を活用した、支援実施企業の競争力強化や環境価値に関する情報発信の強化に資する支援を行うこと。なお、当該算定結果等活用支援については、各支援実施企業の算定進捗状況や要望に応じて、柔軟に対応すること。

(3) 成果報告会の開催

- 支援対象企業が属する業界団体や関連企業群等を対象に、CFP 算定やその活用策にかかる普及啓発及び理解促進を目的とした、今年度支援を実施した CFP 算定体制構築の成果報告会を開催すること。

5 実績報告

本業務の実績報告は、以下の通りとし、電子媒体を業務期間内に提出すること。

- (1) 報告書 1 部
- (2) 業務資料（算定に係る資料、その他検討・作成資料等） 1 部

6 秘密の厳守

受託者は、本業務で使用する各種資料・データ等に含まれる行政秘密や個人情報等の紛失、漏洩がないように、各種資料及びデータのセキュリティ対策を講じるものとする。また、受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務を終了した後も同様とする。

7 その他

- (1) 本業務に係る打合せ方法は、和歌山県庁内での対面又はオンライン形式を原則とし、各回の具体的な方法については委託者の指示に従うこと。
- (2) 受託者は、打合せの内容を記録し、遅滞なく委託者へ提出すること。
- (3) 受託者は、本業務の進捗について、委託者の指示に従い報告を行うこと。
- (4) 本業務の報告書の公開の有無及び公開内容については委託者と協議の上決定する。
- (5) 本業務の実施により生じた特許権等の知的財産権は、原則として和歌山県に帰属する。ただし、乙が本業務実施以前から有していた知的財産及び乙が独自に開発したノウハウについては、乙に帰属し、乙は甲に対して非独占的使用権を許諾する。
- (6) 本業務の実施に要する費用は、受託者の負担とする。
- (7) その他、本仕様書に記載のない事項については、委託者と協議の上決定する。